

令和8年3月 9日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和8年

第1回別海町議会定例会議案

別海町議会

令和8年 第1回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第4号	令和8年度別海町一般会計予算	1
議案第5号	令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算	2
議案第6号	令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算	3
議案第7号	令和8年度別海町介護保険特別会計予算	4
議案第8号	令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第9号	令和8年度町立別海病院事業会計予算	6
議案第10号	令和8年度別海町水道事業会計予算	7
議案第11号	令和8年度別海町下水道等事業会計予算	8
議案第12号	令和7年度別海町一般会計補正予算	9
議案第13号	令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第14号	令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	11
議案第15号	令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算	12
議案第16号	令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	13
議案第17号	令和7年度町立別海病院事業会計補正予算	14
議案第18号	令和7年度別海町水道事業会計補正予算	15
議案第19号	令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算	16
議案第20号	別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	17
議案第21号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第22号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第23号	別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第24号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第25号	別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第26号	別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第27号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について	51

議案番号	目次	頁
議案第28号	別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第29号	別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	54
議案第30号	工事請負契約の締結について	55
議案第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	56
議案第32号	町道の路線認定について	59
承認第2号	専決処分した事件の承認について	61
同意第1号	根室町村等公平委員会委員の選任について	62
報告第4号	専決処分の報告について	63
報告第5号	専決処分の報告について	64
報告第6号	専決処分の報告について	65

議案第 4 号

令和 8 年度別海町一般会計予算

令和 8 年度別海町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第5号

令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算

令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第6号

令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算

令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第7号

令和8年度別海町介護保険特別会計予算

令和8年度別海町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第8号

令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第9号

令和8年度町立別海病院事業会計予算

令和8年度町立別海病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第10号

令和8年度別海町水道事業会計予算

令和8年度別海町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 11 号

令和 8 年度別海町下水道等事業会計予算

令和 8 年度別海町下水道等事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第12号

令和7年度別海町一般会計補正予算

令和7年度別海町一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第13号

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第14号

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第15号

令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第16号

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第17号

令和7年度町立別海病院事業会計補正予算

令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第18号

令和7年度別海町水道事業会計補正予算

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第19号

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第20号

別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾根興三

別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園

支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者

が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行

規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費

用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書が乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、

市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提

供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 35 年別海村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

（被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

（2）特定世帯 500円

（3）特定継続世帯 750円

第21条第1項各号列記以外の部分中「26万円）」を「、26万円）」に、「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該

減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について140円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第21条第1項第2号に次のように加える。

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について450円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について100円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第21条第1項第3号に次のように加える。

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について180円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について40円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 135円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 225円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月3

1日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 2 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（平成 3 年別海町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 9 条第 4 項」を「第 3 5 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾根興三

別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

別海町職員等の旅費に関する条例（昭和28年別海村条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第12条）」を「第1章 総則（第1条—第11条）」に、「第2章 内国旅行及び外国旅行の旅費（第13条—第24条）」を「第2章 内国旅行及び外国旅行の旅費（第12条—第21条）」に、「第3章 雑則（第25条—第27条）」を「第3章 雑則（第22条—第24条）」に改める。

第2条第1項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に改め、「配偶者（」の次に「婚姻の」を加え、「子」を「、子」に改め、「主として」を削り、「の収入によつて生計を維持しているもの」を「と生計を一にするもの」に改める。

第3条第6項中「扶養親族」を「家族」に、「取消」を「取消し」に改める。

第6条の見出し中「普通」を削り、同条第1項中「普通」を削り、「宿泊料」の次に「転居費、着後滞在費、家族移転費」を加え、同条中第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

9 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する。

10 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、支給する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項第3号中「第2号」を「前号」に改め、第2章中同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第2項ただし書中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第18条の2を第17条の2とし、第18条の3を第17条の3とし、第18条の4を第17条の4とする。

第19条の見出し中「移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第1項中「移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に、「次に掲げる額による」を「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の規定に準じて町長が定める」に改め、同項中各号を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条を第18条とする。

第20条及び第21条を削り、第22条を第19条とし、第23条を第20条とする。

第24条第3項中「第21条第1項第1号」を「第18条」に改め、同項後段を削り、同条を第21条とする。

第3章中第25条を第22条とし、第26条を第23条とし、第27条を第24条とする。

別表を次のように改める。

別表（第15条から第17条の3関係）

車賃 (1キロにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)			食卓料 (一夜につき)	支度料		
	町外	道外	町内	町外	道外		旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上
30円以内	2,200円	2,900円	7,000円	9,900円	12,900円	6,000円	1000円	1200円	1400円

備考

- 1 11月1日から翌年4月30日までの間の宿泊料については、一夜につき600円増とする。
- 2 外国旅行の場合は、道外の日当及び宿泊料の5割を増給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護保険条例の一部を改正する条例

別海町介護保険条例（平成 12 年別海町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第 9 条 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 4 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条非適用保険料段

階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 13 年別海町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 22 条関係）

種別	区分		金額	
一般ごみ	町が指定する容器 を使用するとき	もえるごみ	容量 10 リットル	25 円
			容量 20 リットル	50 円
			容量 45 リットル	100 円
		もえないごみ	容量 20 リットル	50 円
容量 45 リットル	100 円			
資源ごみ	町が指定する容器	かん	容量 45 リットル	10 円

	を使用するとき	びん	容量 20 リットル	10 円
		ペットボトル	容量 45 リットル	10 円
		プラスチック製	容量 20 リットル	10 円
		容器包装	容量 45 リットル	10 円
粗大ごみ	町が指定する容器の使用が困難なもので上記以外するとき		1 個につき	200 円

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 8 年 12 月 31 日までの間、別海町証紙条例の一部を改正する条例（令和 8 年別海町条例第 号）による改正前の別海町証紙条例（昭和 51 年別海町条例第 20 号）第 3 条第 1 項第 1 号の証紙（券面額 120 円、60 円、30 円及び 15 円の証紙に限る。）により徴収したごみ処理手数料は、この条例による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 26 号

別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について

別海町証紙条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町証紙条例の一部を改正する条例

(別海町証紙条例の一部改正)

第 1 条 別海町証紙条例(昭和 51 年別海町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「券面額 120 円、60 円、30 円、15 円及び 10 円」を「券面額 200 円、120 円、100 円、60 円、50 円、30 円、25 円、15 円及び 10 円」に改める。

第 8 条ただし書中「ただし、」の次に「売りさばき人が買い受けた」を加える。

様式を次のように改める。

様式（第3条関係）

別海町収入証紙 10円 ごみ処理専用

別海町収入証紙 15円 ごみ処理専用

別海町収入証紙 25円 ごみ処理専用

別海町収入証紙 30円 ごみ処理専用

別海町収入証紙

50円

ごみ処理専用

別海町収入証紙

60円

ごみ処理専用

別海町収入証紙

100円

ごみ処理専用

別海町収入証紙

120円

別海町
長之印

ごみ処理及びごみ処分用

別海町収入証紙

200円

ごみ処理専用

別海町収入証紙

60円

ごみ処分専用

別海町
長之印

別海町収入証紙

300円

ごみ処分専用

別海町
長之印

別海町収入証紙

3,000円

ごみ処分専用

別海町
長之印

第2条 別海町証紙条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「券面額200円、120円、100円、60円、50円、30円、25円、15円及び10円」を「券面額200円、100円、50円、25円及び10円」に改める。

様式を次のように改める。

様式（第3条関係）

<p>別 海 町 収 入 証 紙</p> <p>1 0 円</p> <p>ごみ処理専用</p>

<p>別 海 町 収 入 証 紙</p> <p>2 5 円</p> <p>ごみ処理専用</p>

<p>別 海 町 収 入 証 紙</p> <p>5 0 円</p> <p>ごみ処理専用</p>

<p>別 海 町 収 入 証 紙</p> <p>1 0 0 円</p> <p>ごみ処理専用</p>

<p>別 海 町 収 入 証 紙</p> <p>2 0 0 円</p> <p>ごみ処理専用</p>

別海町収入証紙

60円

別海町
長之印

ごみ処分専用

別海町収入証紙

120円

別海町
長之印

ごみ処分専用

別海町収入証紙

300円

別海町
長之印

ごみ処分専用

別海町収入証紙

3,000円

別海町
長之印

ごみ処分専用

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定の施行の日から令和8年12月31日までの間、この条例による改正前の別海町証紙条例第3条第1項第1号の証紙（第2条の規定の施行の日前に、同条例第6条の規定により購入した券面額120円、60円、30円及び15円の証紙に限る。）は、利用することができる。

議案第 27 号

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例

別海町中小企業融資条例（昭和 41 年別海村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

別海町奨学資金貸付条例（昭和 44 年別海村条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「資格並びに」を削り、同条中「奨学資金の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、」の次に「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学、大学院又は同法第 124 条に規定する専修学校に在学し、」を加え、「本町の住民であつて、次に掲げる第 1 号から第 4 号までのいずれかの資格を有し、第 5 号から第 8 号までの要件を具備した」を「次の各号の全てに該当する」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（1） 申請時において本町に住所を有する者

第 2 条中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号から第 8 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「毎年 4 月 10 日」を「規則で定める期日」に改める。

第5条中「30,000円を限度」を「100,000円以内」に改め、同条ただし書を削る。

第8条第1項中「5年間」を「10年間」に改める。

第11条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第2条及び第5条並びに第8条第1項の規定は、施行日以後に奨学資金の貸付けを受けようとする者に適用し、現に奨学資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。

議案第29号

別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

別海町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾根興三

議案第30号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 農業用施設（放牧施設）設置工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 143,330,000円
(内消費税及び地方消費税額 13,030,000円) |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第 31 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、美原及び上春別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町美原辺地
(辺地の人口 243人、面積 66.0km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町美原

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町美原66番地24

(3) 辺地度点数

192点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業)	別海町	(29,414) 26,397	(14,552) 15,762	(14,862) 10,635	(14,800) 10,600
合計		(29,414) 26,397	(14,552) 15,762	(14,862) 10,635	(14,800) 10,600

総合整備計画書

(第2次変更)

北海道別海町上春別辺地
(辺地の人口 684人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

121点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線 (L=4,653m W=4.0m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【別海第1地区(L=180m W=4.0m)、大成零号地区(L=3,659m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

へき地集会室～ LED化改修工事により、児童の学校生活・学習環境を快適な状態に改善する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別海町	382,100	19,118	362,982	361,000
産業農林道 (別海第1地区農道整備事業外1事業)	北海道	(858,780) 827,500	(665,554) 641,312	(193,226) 186,188	(193,000) 186,100
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	21,130	19,862	1,268	1,200
へき地集会室 (小学校校舎等整備事業外1事業)	別海町	(98,999) 0	(53,500) 0	(45,499) 0	(45,400) 0
合計		(1,361,009) 1,230,730	(758,034) 680,292	(602,975) 550,438	(600,600) 548,300

議案第 3 2 号

町道の路線認定について

町道の路線を次のように認定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
909	別海鶴舞町東2条通線	別海町別海鶴舞町43番地先	別海町別海鶴舞町46番地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
910	別海鶴舞町東3条通線	別海町別海鶴舞町26番地2地先	別海町別海鶴舞町26番地3地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
911	中春別南町東1条南通線	別海町中春別南町9番地1地先	別海町中春別南町8番地27地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

承認第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

令和7年度別海町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

別海町長 曾 根 興 三

同意第1号

根室町村等公平委員会委員の選任について

次の者を根室町村等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 住 所 標津郡標津町南4条西2丁目1番地26
- 2 氏 名 本 間 英 敏
- 3 生年月日 昭和34年7月18日
- 4 任 期 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

別海町長 曾根興三

工事請負契約の一部変更について

令和7年6月17日議案第57号により議決を経て締結した、西春別北1号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「88,440,000円（内消費税及び地方消費税額8,040,000円）」を「88,803,000円（内消費税及び地方消費税額8,073,000円）」に改める。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和7年7月29日議案第67号により議決を経て締結した、町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「75,460,000円（内消費税及び地方消費税額6,860,000円）」を「75,702,000円（内消費税及び地方消費税額6,882,000円）」に改める。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月9日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和7年7月29日議案第68号により議決を経て締結、令和7年9月24日に専決処分した、町道本別誘導線交付金工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「63,404,000円（内消費税及び地方消費税額5,764,000円）」を「64,834,000円（内消費税及び地方消費税額5,894,000円）」に改める。

